

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示 ページ
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課） 1

告 示

高知県告示第1号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年1月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社レイ薬局 代表取締役 三橋 信也
- (2) 届出者の住所
愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
西松屋高知神田店
高知市神田1147番地1
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社レイ薬局 代表取締役 三橋 信也
愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266-1

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年8月12日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,072平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
35台
 - イ 駐輪場の収容台数
12台
 - ウ 荷さばき施設の面積
32平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
5立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社西松屋チェーン	午前9時	午後9時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日
平成29年12月11日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容